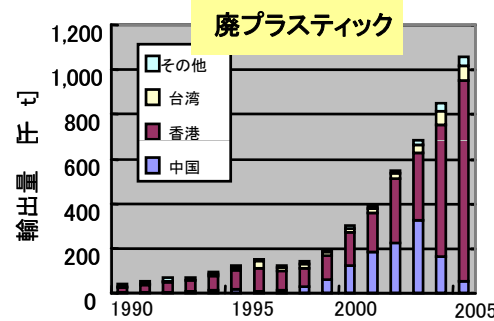
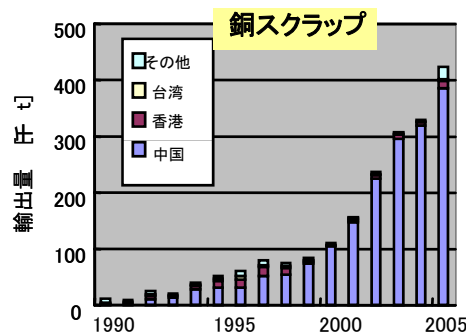
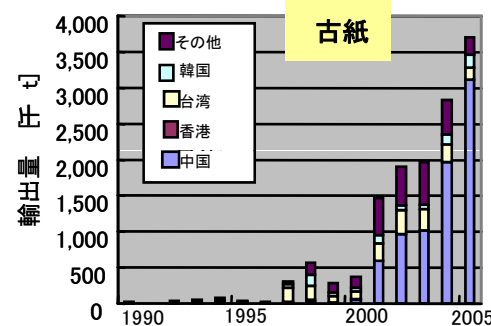
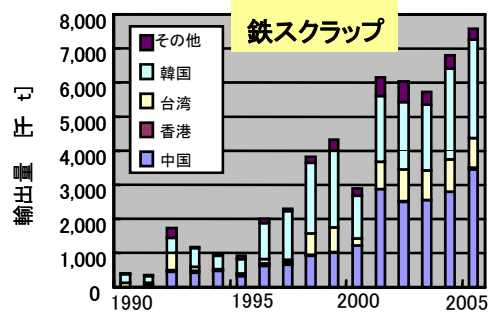


国際的な資源循環の状況

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加
 リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加
 →循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

循環資源の輸出の推移



出典：財務省貿易統計

アジアにおける廃棄物処理の現状

中国

1995年から2004年の過去9年間に廃棄物発生量が約1.8倍に増加。

OECDが実施した環境政策レビューにおいて、中国に対し、循環経済に向けた取組の強化、廃棄物処理施設の整備や廃棄物の回収・再利用・再生利用のシステムの構築などを勧告。(2006年)

インドネシア

バンドン市などの廃棄物が運ばれていた最終処分場が、2005年2月、豪雨の後に崩落。147名の死者を出す惨事となった。

廃棄物処理法の輸出入規制概要

国内の処理等の原則（法第2条の2）

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

輸入許可（法15条の4の5）

許可の基準

- ・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設を有する者等であること

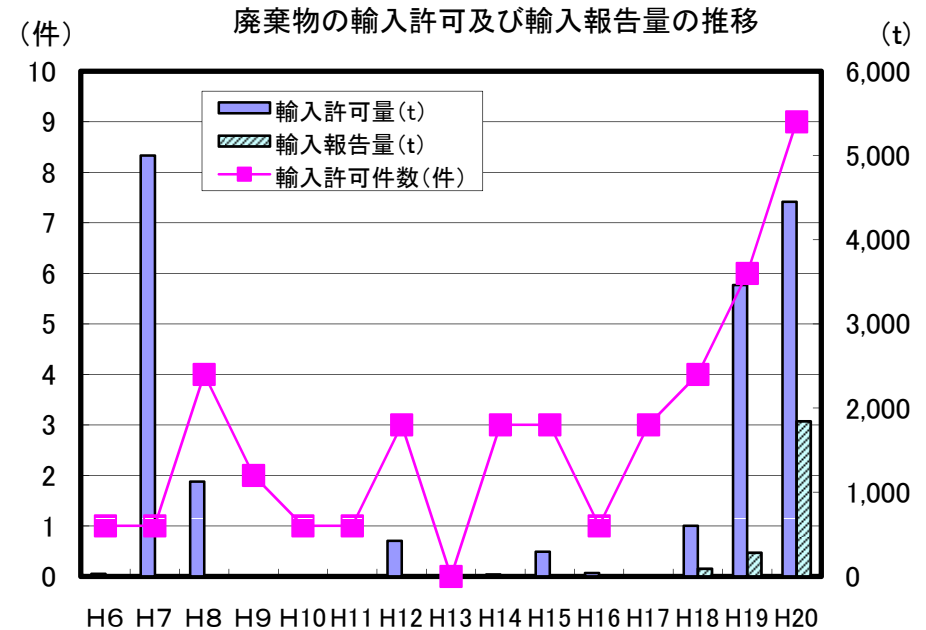
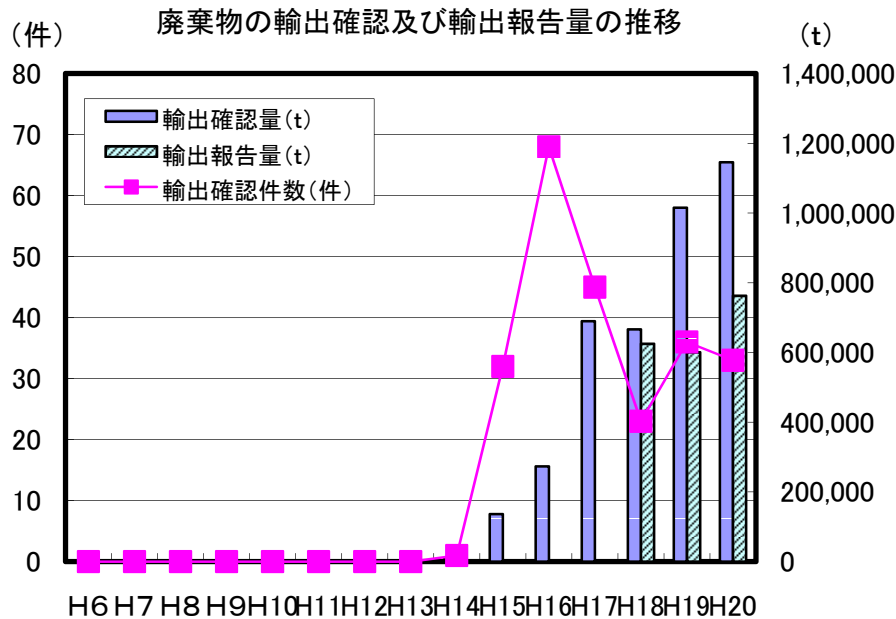
輸出確認（法第10条、法第15条の4の7）

確認の基準（①③④又は②③④）

- ①国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること
- ②国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ③国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ④申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

廃棄物の輸出入実績 (H20)

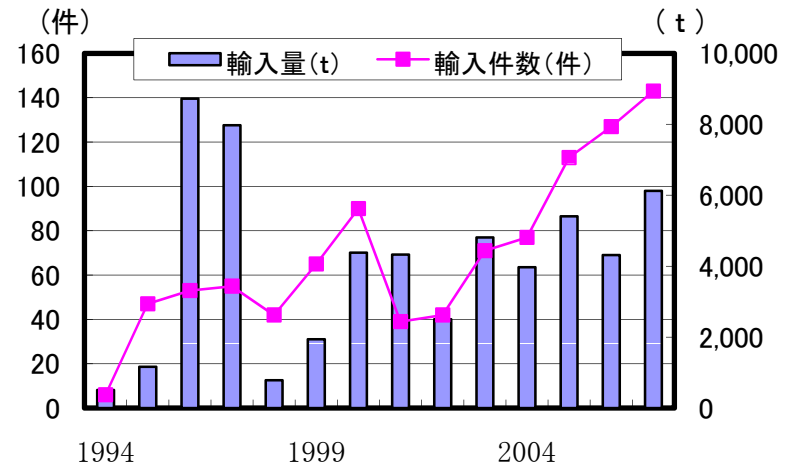
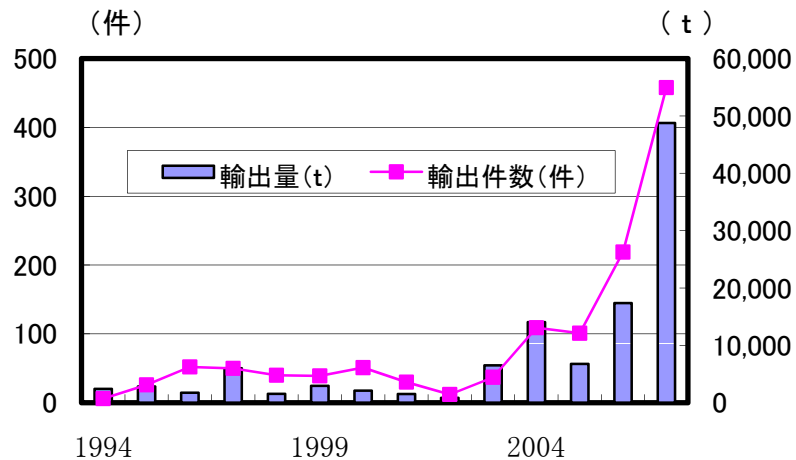
我が国からの輸出			我が国への輸入		
輸出確認	33件 (36)	1,145,600トン (1,015,340)	輸入許可	9件 (6)	4,450トン (3,461)
輸出報告量		762,897トン (600,686)	輸入報告量		1,843トン (282)
相手国	韓国		相手国	タイ、フィリピン、韓国、台湾、香港	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、廃蛍光管、使用済み感光体ドラム、使用済みカートリッジ等	



※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

特定有害廃棄物等の輸出入実績 (H20)

我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	64件 (26)	225,992トン (99,850)	相手国への通告	38件 (42)	20,995トン (23,228)
輸出の承認	55件 (16)	218,590トン (53,600)	輸入の承認	31件 (28)	19,617トン (16,107)
輸出移動書類の交付	458件 (219)	48,788トン (17,357)	輸入移動書類の交付	143件 (127)	6,123トン (4,314)
相手国	韓国、ベルギー、米国		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国等	
品目	鉛灰、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、ハンダのくず、ニッケルスラッジ等		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、亜鉛スラッジ、廃蛍光灯、基板くず、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	



製造事業者等における 国外廃棄物の輸入取組事例

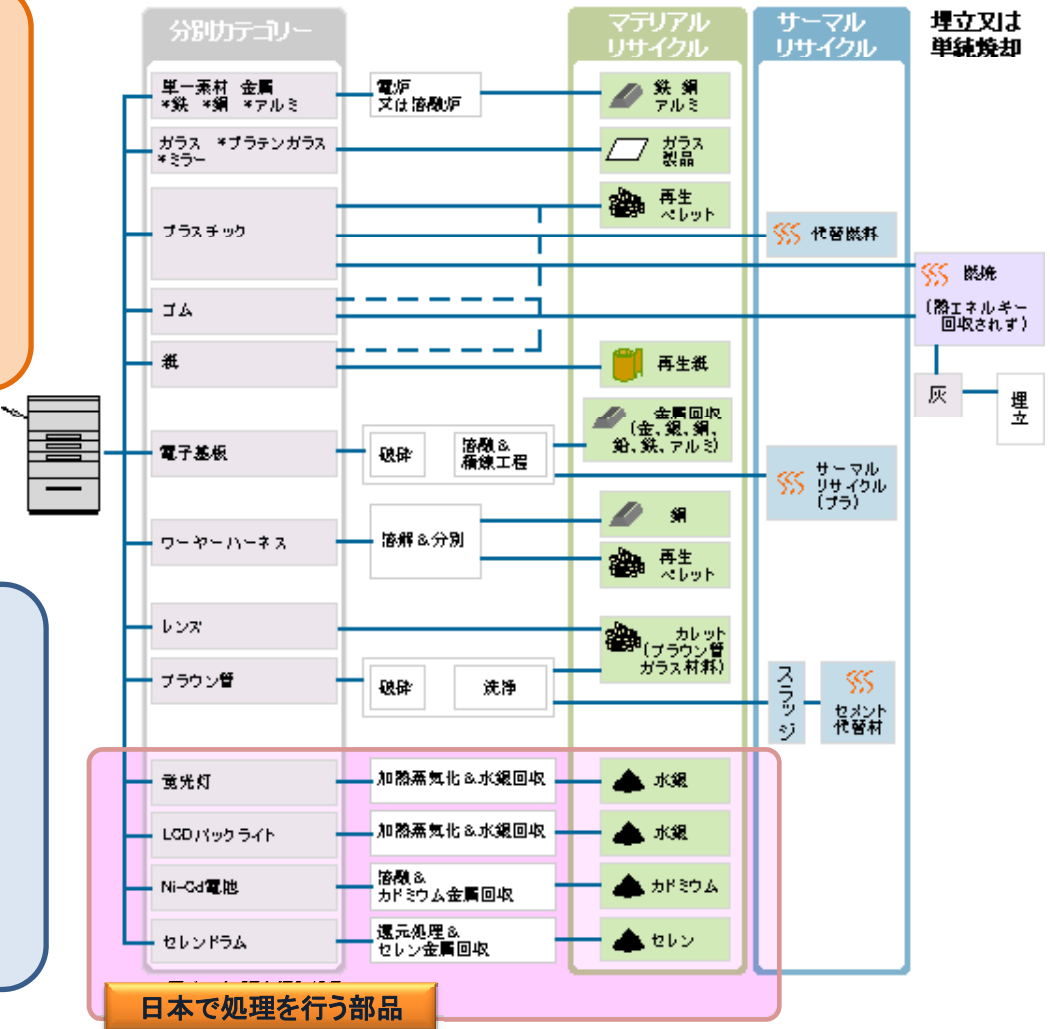
自社の海外工場で発生した廃棄物を我が国に輸入・処理

(例) 海外工場・事務所で廃棄され、途上国で適正処理が困難な廃蛍光管やバックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源回収

海外において販売された自社製品を回収し、我が国に輸入・処理

(例) 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収

マテリアルリサイクルフロー (FXEMモデルケース)



(富士ゼロックス株式会社HPより)

廃棄物の不法輸出の実例

廃プラスチックの不法輸出未遂事例

- 平成19年9月に発生した廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂事例
- 廃棄された農業用ビニールをリサイクル目的でマレーシアに輸出しようとしたもの
- 泥汚れがひどく、廃棄物に該当するものが含まれており、所定の手続を経ずして輸出しようとした事業者に対して嚴重注意文書を発出
- 廃プラスチックの輸出においては必ず破碎・洗浄・裁断等の前処理を行うよう説明会等で呼びかけている



不法な輸出入防止に向けた取組

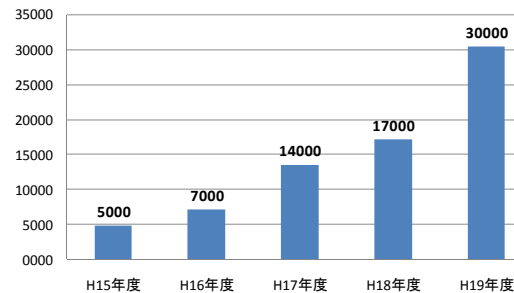
国内監視体制の強化

輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談、税関と協力した貨物の立入検査等の実施

<バーゼル法等説明会>



<事前相談件数>



<貨物立入検査>



中古利用目的と称したブラウン管テレビ



鉛を含有している可能性がある基板

アジア諸国との協力推進

担当官同士のネットワークや二国間での管理体制の構築を通じたアジア各国のバーゼル条約施行能力の向上

<アジアネットワーク>



- ・不法輸出入防止ワークショップの開催
- ・各国の法令情報に関するウェブサイトの運営

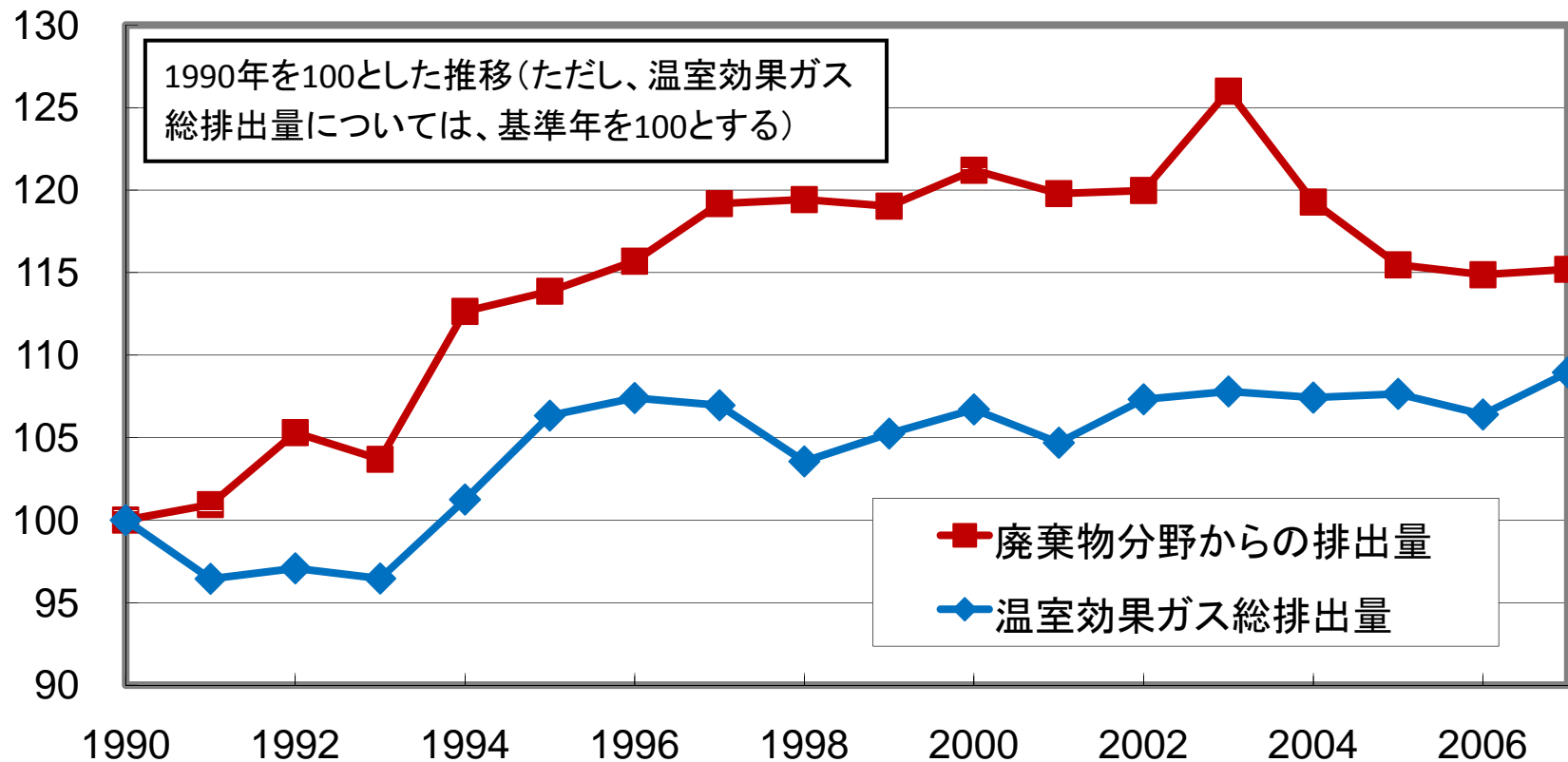
<E-wasteプロジェクト>

電気電子機器廃棄物(E-waste)の適正管理プロジェクトへの拠出

- ・E-Wasteワークショップの開催
- ・インベントリの策定
- ・回収パイロットプロジェクト等の実施

温室効果ガス排出量の推移

- ◆2007年度の温室効果ガス排出総量は13億7,400万トン(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(1990年、ただしHFC、PFC、SF₆については1995年)の排出量を9.0%上回っている。
- ◆2006年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は、4,083万トン(CO₂換算)であり、1990年度(約3,540万トン)と比べ15%増となる。

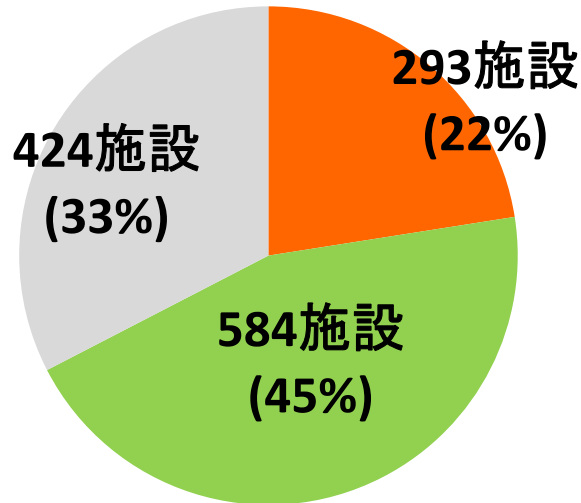


熱回収の状況

■ 余熱利用施設の状況 (平成18年度)

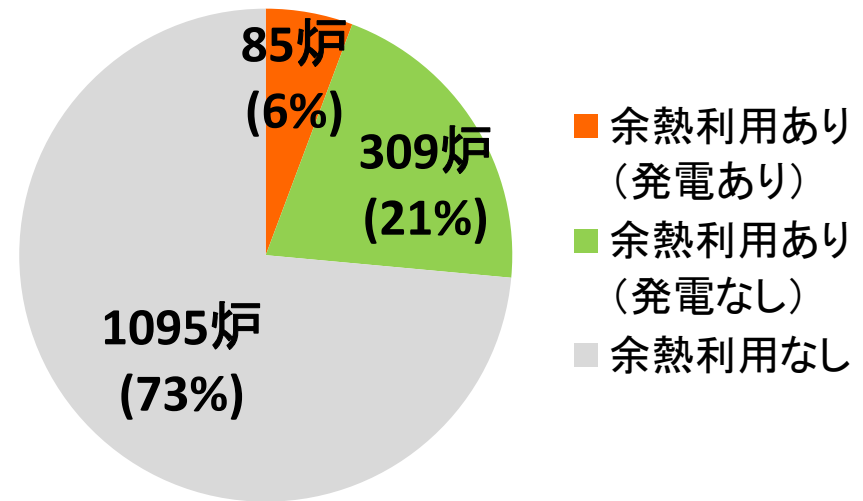
一般廃棄物焼却施設

(市町村、一部事務組合が設置した1301の焼却施設)

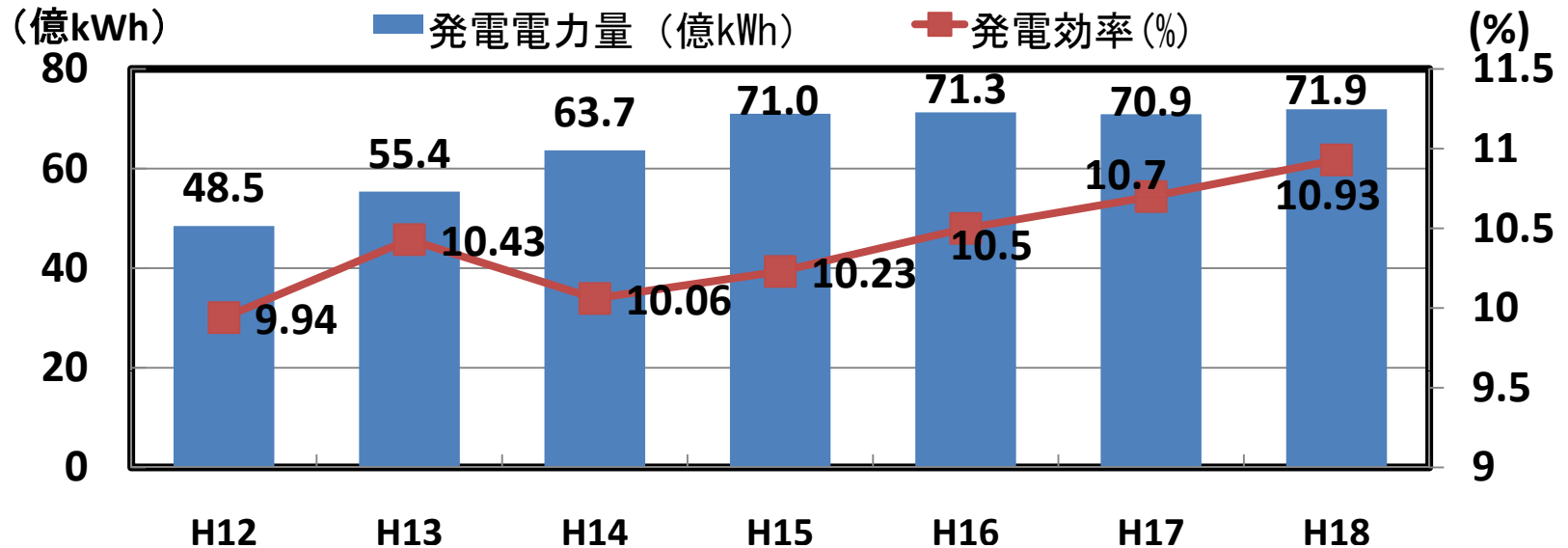


産業廃棄物焼却炉

(調査に対する回答のあった1489炉)



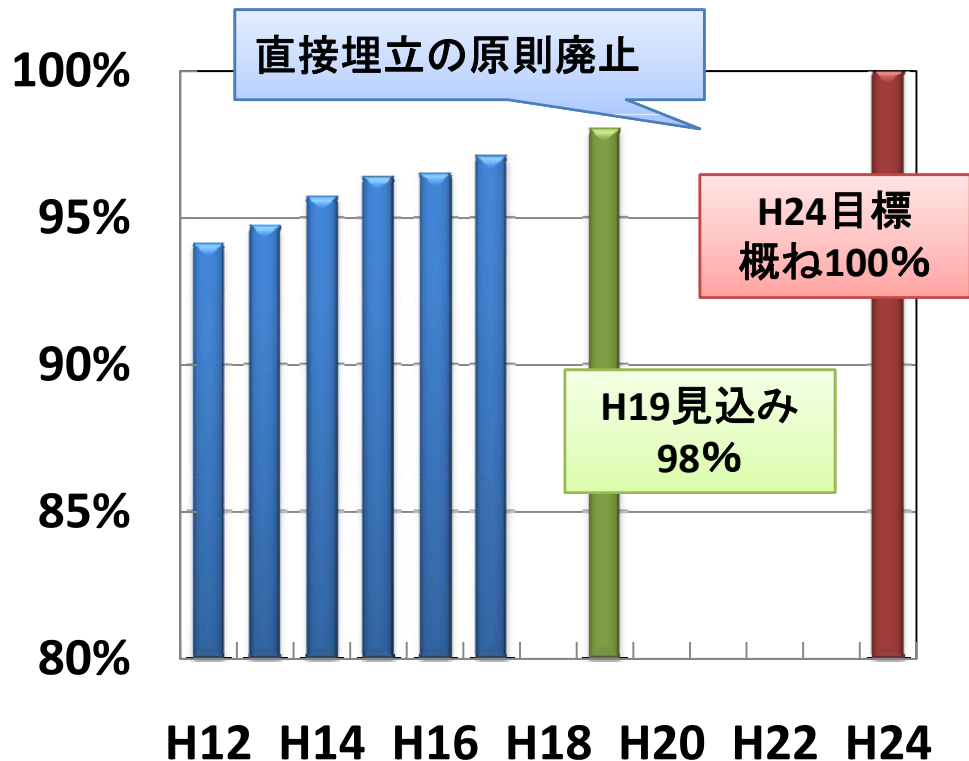
■ 廃棄物発電の普及状況 (一般廃棄物)



廃棄物処理施設整備計画に掲げる目標

ごみ減量処理率

- ごみ減量処理率は増加傾向
 - 今後、ごみの直接埋立を行わず、地域の特性に応じた再生利用等を推進
- ➡ 平成24年度における減量処理率
: 概ね100%



ごみ焼却施設総発電能力

- ごみ焼却施設における発電能力は年々増加傾向
 - 今後、RPS法等を活用した高効率な廃棄物発電の実施
- ➡ 平成24年度における発電能力
: 2,500MW

